

政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討の方向

1 委員会で議論してきた事項

- ① 政治団体の会計制度に関する事項
 - ア 政治資金規正法上の「領収書等」の定義
 - イ 金銭を伴わない収入及び支出の記載方法
 - ウ クレジットカードで支出を行った場合の記載方法
 - エ 会計帳簿への住所の記載
- ② 収支報告書制度に関する事項
 - ア 収支報告書の訂正手続き
 - イ 支出項目の区分の見直し
 - ウ 収支報告書の様式（金銭によらないものの記載等）
- ③ 公開制度に関する事項
 - ア インターネットによる公表
- ④ 政治資金監査に関する事項
 - ア 法定業務制限の拡大等
- ⑤ その他
 - ア 企業会計方式導入
 - イ 政治資金収支の範囲（選挙運動費用収支報告書との関係等）
 - ウ 収入に関する政治資金監査
 - エ 国会議員関係政治団体の寄付の明細の記載範囲

2 これまで委員からいただいた主な御意見

（内容に関する御意見）

- 領収書の概念について、3事項というのはおかしいと思う。
- （国会議員関係政治団体以外の）ほかの政治団体の収支報告書もにらみながら議論する必要がある。
- 支出区分の分類はもっと大幅に簡素化する方向で見直すべきだと思う。簡素化するが故により実態を逆に反映することがあるのではないか。これは直ちにとはいわないが、中期的、長期的には抜本的な見直し、これは国会議員関係政治団体に限らず、全体の政治団体に関する見直しを働きかける方向で検討すべき。

- 労務の無償提供について、現行法上の解釈としては難しいかもしれないが、金銭等によらない財産上の利益は、収入の方は実質的にそれを含めて記載させるという意味があるが、支出の方は労多くして益ゼロではないかと思う。だから、これはもういらぬという方向で検討すべき。
- 収入監査について、現在の監査制度を前提とする限り困難だが、収入監査というものをすべてを否定するのは委員会としてはちょっと行き過ぎになる。それは国会の議論を待つ話だと考える。

(今後の進め方に関する御意見)

- 建議したら、政府や国会がどのような対応をするのか、その点について見通しもない状況で、ただ一方的に出せばいいということではない。委員会として建議するならば、個別事項を何回もするのではなく、複数の項目等について建議する方が重みがある。(会計帳簿の住所の記載について)今すぐ建議するというような結論は出さない方がいいと思う。
- 建議を行うにしても、何項目かについてまとめて行う必要がある。規律を強めるのと緩めるのと両方で行うのがいい。

3 検討に当たっての視点

- 建議内容については、政治団体や政治資金監査人からの意見等を踏まえて法令を実態に合わせて合理化するものと、政治活動の自由を確保しつつ、政治団体の透明性や説明責任を高めるものを両方盛り込んでいく必要があるのではないか。
- 国会議員関係政治団体だけでなく、政治団体全体のバランスをとることが必要ではないか。
- 法令改正を要する事項について、建議を行うには、各党各会派の法令改正機運の高まりや、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後3年を目途に行われることとされている政治資金規正法の見直しなど、その時期に留意することが適当ではないか。
※ これまでの政治資金規正法の大きな改正は、各党各会派の改正論議の高まりを背景に、選挙制度審議会を設置して得た答申を基に各党各会派と調整をしながら政府提案するか、議員提案によって行われてきた。

4 検討の方向性

- 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、当委員会の今回の委員任期の満了時までには一定のとりまとめをすべく引き続き検討を進め、時期や内容を選びつつ、必要に応じ、委員会の検討経過の公表又は建議を行うこととしてはどうか。

- この際、各党各会派の法令改正機運の高まりや法の見直し時期にも十分留意する必要があるのではないか。